

# 市町村合併を考える

—Part 3—



市ではこれまで2回にわたり、広報よしかわで市町村合併に関する特集を行いました。今回は「吉川市が合併をするならどのような枠組みが考えられるのか。」また「市町村合併特例法に定める特例措置は、地方自治体の基盤強化になり得るのか。」について、市民の皆さんと考えていきたいと思ひます。

現在、吉川市を含む、市町村合併のパターンは、次のようなものが考えられます

## パターン1

草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町の5市1町  
 ○人口830,207人  
 ○面積183.81km<sup>2</sup>



## パターン2

三郷市、吉川市の2市  
 ○人口186,705人  
 ○面積61.83km<sup>2</sup>



## パターン3

越谷市、吉川市、松伏町の2市1町  
 ○人口399,429人  
 ○面積108.15km<sup>2</sup>



## パターン4

吉川市、松伏町の1市1町  
 ○人口88,608人  
 ○面積47.84km<sup>2</sup>



出典：人口：平成14年11月30日住民基本台帳  
 面積：平成13年10月1日国土地理院調べ

以上のようなパターンが考えられます。

各パターンごとに将来にわたる住民負担や移行可能な都市制度などを比較してみました

	パターン1	パターン2	パターン3	パターン4
組合せ	5市1町	2市	2市1町	1市1町
構成市町	草加市・三郷市 越谷市・吉川市 八潮市・松伏町	三郷市 吉川市	越谷市 吉川市 松伏町	吉川市 松伏町
面積(km <sup>2</sup> )	183.81	61.83	108.15	47.84
人口(人)	830,207	186,705	399,429	88,608
税負担	増加します※4	変更なし	増加します※4	変更なし
均等割	年間500円増加します※1	変更なし	変更なし	変更なし
都市計画税※2	新たに課税※4	変更なし	新たに課税※4	変更なし
事業所税※3	新たに課税※4	変更なし	新たに課税※4	変更なし
大規模プロジェクト	あり※I	あり※II	あり※III	なし
特例法の期限内 (平成17年3月末まで) の合併の可能性	非常に少ない	少ない	少ない	あり
今後移行可能な都市制度	政令指定都市	特例市※①	中核市	一般市(現状通り)

※1：人口50万人以上の市の場合、今よりも年間で一人当たり500円負担が増加します。

※2：現在、草加市、越谷市、八潮市は、課税しています。三郷市、吉川市、松伏町は、課税していません。

※3：人口30万人以上のうち政令で定める市となるため、課税されます。(現在、5市1町では、越谷市が対象となっています。)

※4：合併が行われた日の属する年度およびこれに続く5年度に限り、課税をしないことまたは不均一の課税をすることができます。

※I：つくばエクスプレス(八潮市、三郷市)、越谷レイクタウン(越谷市)、インターA地区(三郷市)、南部地区(三郷市)

※II：つくばエクスプレス(八潮市、三郷市)、インターA地区(三郷市)、南部地区(三郷市)

※III：越谷レイクタウン(越谷市)

※①：将来的に人口20万人を超えた場合